

花巻市市民参画・協働推進委員会（第3回）会議録

日時 平成31年2月18日（月）午前10時～午前11時20分

場所 花巻市役所本館3階 302・303会議室

出席者 委員出席者15名 佐藤良介（委員長・花巻商工会議所副会頭）、関上哲（副委員長・富士大学准教授）、佐藤道輝（花巻農業協同組合企画部企画課長）、高橋照幸（花巻市社会福祉協議会常務理事）、柳田秀雄（花巻市校長会）、小松原範子（花巻市老人クラブ連合会女性委員会委員長）、晴山淳子（花巻市地域婦人団体協議会会長）、葛巻徹（花巻市民活動ネットワーク協議会事務局長）、上田直輝（花巻青年会議所理事長）、佐々木和恵（大迫地区コミュニティ振興会）、佐々木豊子（新堀地区コミュニティ会議）、菅原千江子（土沢地域づくり会議）、名須川有子（公募委員）、阿部美智子（公募委員）、高田真理子（公募委員）

市側出席者4名 久保田留美子（地域振興部長）、中村光一（地域づくり課長）、佐々木彰子（地域づくり課長補佐）、上山亜貴（地域づくり課市民協働係長）

傍聴者2名

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 報告
市民参画対象外・除外の計画・条例等について
 - 4 閉会

1 開会 （開会 午前10時）

事務局（上山係長） 本日はお忙しいところ御出席くださいます、ありがとうございます。開会の前に、今日初めて御出席なさる委員の方がいらっしゃいますので、御紹介をいたします。花巻青年会議所理事長、上田直輝様でございます。

上田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（上山係長） 大迫地区コミュニティ振興会、佐々木和恵様でございます。

佐々木和恵委員 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（上山係長） 開会に先立ち、委員会成立の御報告をいたします。本日は花巻市市民参画・協働推進委員会委員15名のうち、15名全員の御出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により公開する会議となります。本日は会議の傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、これを認めること、また会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは、ただいまより第3回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。

始めに、佐藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤委員長

おはようございます。本日は、お忙しいなか御出席いただきまして、ありがとうございます。2月になりまして、市内でも様々な行事が予定されております。先日は、石鳥谷の「たろし滝」測定会も行われまして、今年は豊作との結果だったとのことで、今年の収穫も期待できるのではないかと考えております。また、「つるし雛まつり」が始まるころでございますし、2月22日からは大迫で「宿場の雛まつり」も開催されるとのことでございまして、これから、日増しに春めいてくる季節ではないかと考えております。また、市議会も2月28日から開会されるということで、本日は市議会前の委員会ということでございます。議題といたしまして御審議いただく案件はございませんが、報告事項として、21件、さらに本日追加で1件ございましたので併せて22件、市民参画対象外・除外における条例等について御報告させていただきます。その後、皆さまから御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（上山係長）

委員会規則第4条第2項により議長は委員長となります。よろしくお願いいたします。

3 報告

佐藤委員長

それでは、報告に入ります。市民参画対象外・除外の計画条例等について、本日は、22件の御報告をさせていただきますと思います。初めに、No. 1「花巻市過疎地域自立促進計画」、No. 2「花巻市小山田辺地に係る総合整備計画」、No. 3「花巻市成島辺地に係る総合整備計画」、No. 4「花巻市谷内辺地に係る総合整備計画」、以上4件を一括して説明をさせていただきますと思います。事務局よりお願いいたします。

事務局（上山係長）

（資料に基づき、説明。）

佐藤委員長

ただ今、No. 1からNo. 4まで御説明しましたが、皆様から御質問等がございましたらお受けしたいと思います。初めにNo. 1「花巻市過疎地域自立促進計画」について御質問はございますか。花巻市内では、大迫地域と東和地域が過疎地域に指定されているということでございまして、市内小中学校にエアコンを設置するという事で事業内容を追加するという事です。

（発言する者なし。）

佐藤委員長

次に、No. 2「花巻市小山田辺地に係る総合整備計画」について、何か御質問はございますか。11月22日の委員会では、「花巻市北川目辺地に係る総合整備計画」ということでございましたが、これを「花巻市小山田辺地に係る総合整備計画」に変更するという事でございます。消防施設の整備ということです。

（発言する者なし。）

佐藤委員長

次に、No. 3「花巻市成島辺地に係る総合整備計画」について、これも変更でございますが、何か御質問はございますか。

佐藤道輝委員 No. 3、4で、成島と谷内の道路整備とあります。どれほどの規模で整備されるか資料からは分かりませんが、特定の地域であっても、そこで暮らす市民にとって、道路整備によって交通状況が良くなることは、とても関心が高いのではないかと思います。市民参画の対象外とした理由は、特定の地域に限定されるから市民生活に大きな影響を及ぼさないということでしょうか。

佐藤委員長 それでは、事務局から御説明いただけますか。よろしければ、道路・スポーツレクリエーション施設整備について、具体的に御説明いただければ分かりやすいと思います。

事務局（佐々木課長補佐） 御質問にお答えします。まず、市民参画対象外とする理由でございますが、こちらの整備計画は財政計画でございまして、色々な事業をする際に辺地債を利用しようとするものを列挙して定める計画となっております。一つ一つの施設ですとか、道路整備がこういったものであるかを定めるものではございません。あくまで、財政計画という意味で、市民参画対象外となっております。個々の事業につきましては、事務局で詳細をお答えできかねるということで、止めさせていただきたいと思っております。

佐藤委員長 よろしいでしょうか。

佐藤道輝委員 はい。

高橋委員 関連して、よろしいでしょうか。

佐藤委員長 はい、どうぞ。

高橋委員 そうすると、道路整備をしますという計画があつて、その計画を実施するために、こういう財源を使って整備するという変更ですね。

事務局（佐々木課長補佐） そうでございます。

佐藤委員長 他には、御質問はございませんでしょうか。

(発言する者なし。)

佐藤委員長 それでは続きまして、No. 5「花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」、No. 6「花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、No. 7「花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、No. 8「花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、No. 9「花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、No. 10「花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、以上6件を一括して説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき、説明。）

佐藤委員長 それでは、皆さまから御質問がございましたら、お受けしたいと思います。まず、No. 5「花巻市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について、御質問はございますか。働き方改革に関連してということでございます。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 No. 6「花巻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御質問はございますか。人事院勧告に基づく所要の改正ということでございます。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 次に、No. 7「花巻市常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、御質問はございますか。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 次に、No. 8「花巻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、御質問はございますか。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 次に、No. 9「花巻市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」について、何かございますか。一般職の任期付職員の任期は、だいたい2年位でしょうか。特に定めはないのでしょうか。

事務局（佐々木課長補佐） 3年となっているものもあったように、記憶はしております。

佐藤委員長 職務によって任期が違うということですね。次に、No. 10「花巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、御質問はありますか。

高橋委員 はい。

佐藤委員長 高橋委員。

高橋委員 勉強不足で申し訳ありませんが「花巻市特別職の職員で非常勤のもの」とは、どういう方々なのでしょう。

佐藤委員長 それでは、特別職の具体的な職務について、御説明いただけますか。

- 事務局（佐々木 課長補佐） 今回、改正される監査委員などで、常時勤務を要しないものとなっております。
- 高橋委員 例えば、農業委員の方も入るのですか。
- 事務局（佐々木 課長補佐） そうでございます。農業委員、固定資産評価審査委員会委員、投票管理者、介護認定審査会委員などが当てはまるということでございます。
- 佐藤委員長 監査専門委員の創設に伴って監査専門委員を追加するというのですが、定員はありますか。
- 事務局（佐々木 課長補佐） 定員は、特に定めておりません。
- 佐藤委員長 これについて、他に御質問はございませんか。
- (発言する者なし。)
- 佐藤委員長 No. 5、No. 7、No. 10 は、3月議会に提案されるということですし、No. 6、No. 8、No. 9は、人事院勧告に基づく所要の改正ということで、今年の12月議会に提案されるということでございます。
- 次に、No. 11「花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】」、No. 12「花巻市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、No. 13「花巻市手数料条例の一部を改正する条例」、No. 14「第2期花巻市耐震改修促進計画」以上4件について、一括して説明をお願いいたします。
- 事務局（上山係 長） (資料に基づき、説明。)
- 佐藤委員長 初めに、No. 11「花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】」について、御質問はございますか。
- 高田委員 はい。
- 佐藤委員長 高田委員、お願いします。
- 高田委員 No. 11について、今後の参考としてお伺いしたいのですが、平成28年度に策定された「公共施設マネジメント計画【基本方針編】」について、市民参画はどのような手法を用いて決定されたのかお伺いします。
- 佐藤委員長 事務局より、お願いいたします。
- 事務局（佐々木 課長補佐） 手元に資料を持ってきておりませんので記憶によりますが、葛巻委員にも御参加いただきまして、市民向けのワークショップを3回位にわたって念入りに行いまして策定したものと記憶してございます。

佐藤委員長 他には、ありますか。

葛巻委員 はい。

佐藤委員長 では、葛巻委員お願いします。

葛巻委員 「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」策定にあたっては市民参画に参加させていただきました。ガイドラインでは、基本計画や基本方針など大きいものは市民参画で決めることとなっていて、その下に実施計画があると思いますが、実施計画だから市民参画の対象にならないというのは腑に落ちません。実施計画の全てを市民参画でやる必要はないと思いますが、実施計画でも市民参画をした方がよいものがあると思いますし、今回の「花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】」は、それにあたると思います。市民参画に乗る、乗らないという線引きはあるのでしょうか。

佐藤委員長 では、事務局お願いいたします。

事務局（佐々木 課長補佐） こちらは、「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」の下に位置づけられるものでして、基本方針編では、質や量、管理方法などを適切にしていくという方針を打ち出しています。今回の実施計画編では、5年間で具体的に修繕する施設を全部署から拾い上げて作る実施計画になりますが、葛巻委員がおっしゃるように新しく建て直す、改築する、また、大きな施設ということであれば、市民参画が必要ということになりますが、今回の実施計画編は、一律に主に維持管理の内容でございますので、市民参画対象外とさせていただきます。

葛巻委員 個別の施設の利活用とか、地域にある施設をどうしようかというのは、時間によって変わってくると思います。細かい計画のレベルなどは分かりませんが、そこは随時諮るべきかという気はします。

事務局（佐々木 課長補佐） 葛巻委員からの御意見で一番大切だと思うのは、それぞれの施設について、どういう使い方がいいか、改築したらいいかなどの大事な部分について、市民参画をどこでやるのかということかと思います。それは、個々の担当課でその規模によって、行う形になるかかと思います。今回の計画自体は、5年間で今後手をかけていく部分を定める実施計画と認識しておりました。これをつくる前の段階で、必要があれば市民参画をすることを考えておりますが、今日は担当課がおりませんので、その程度ということをお願いしたいと思います。

佐藤委員長 よろしいですか。

葛巻委員 この場では、担当課の考えは聞かずに判断しなければいけないということでしょうか。

佐藤委員長 基本方針編の策定については、市民参画を行って策定されておまして、それに基づく実施計画のため、市民参画対象外ということですか。平成28年度に策定した基本方針編がどのようなものか、まず皆さんに御理解していただくことも必要だと思います。資料として配付していただければ、まず目を通していただいという形

で進めたいと思いますが、いかがですか。

事務局（佐々木 承知しました。ホームページにも載せてございますが、そちらをお送りする形による課長補佐） りしいですか。

佐藤委員長 新任の委員の方もいらっしゃいますので。

事務局（佐々木 会議終了までにとということであれば、概要版両面刷りで一枚ものがございますので課長補佐） お配りいたしましょうか。

佐藤委員長 はい。

事務局（佐々木 分かりました。そのように準備させていただきます。課長補佐）

高田委員 すみません。

佐藤委員長 はい。

高田委員 実施計画編も、既に出ているという理解で合っていますか。

葛巻委員 実施計画編は、これからです。

佐藤委員長 31年度から5年間でまず実施するということです。それでは、基本方針編の概要版の準備ができるまで休憩にしたいと思います。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時45分）

佐藤委員長 ただ今、基本方針編の概要版を担当課でコピーしておりましたので、時間がかかるようです。No.12に進みたいと思います。資料が届き次第、No.11の質疑をお願いしたいと思います。では、No.12「花巻市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、何か御質問はありますか。消費税率の改正に伴う所要の改正を行うものということです。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 次に、No.13「花巻市手数料条例の一部を改正する条例」について、何か御質問はありますか。岩手県手数料条例の一部改正に伴う手数料の改正ということです。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 次に、No. 14「第2期花巻市耐震改修促進計画」について、何か御質問はございますか。

高橋委員 はい。

佐藤委員長 はい、高橋委員お願いします。

高橋委員 ブロック塀等の安全確保に関する事業について、対象道路を規定するというのですが、花巻市内にどの程度こういう地域があるのか疑問に思いました。これは、既に市で把握されていて、その想定のもとで計画を立てるということでしょうか。これから調査してということでしょうか。

佐藤委員長 ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象道路ということですが、これについて、説明していただけますか。

事務局（上山係長） 担当課から確認しておりますが、計画は策定中でございますので、対象道路につきましては、まだ検討段階ですが、今のところ、避難所から半径何キロメートル以内というような広範な範囲での指定を検討中でございます。

佐藤委員長 策定中ということですが、よろしいでしょうか。地震によるブロック塀の倒壊等がございましたので、それを踏まえた形での策定になると思いますが、よろしいでしょうか。

高橋委員 はい。

佐藤委員長 次に、No. 15「花巻市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例」、No. 16「花巻市高齢者いきいきプラン 2021～2023（花巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」、No. 17「消防施設整備計画」、No. 18「花巻市消防計画」について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） （資料に基づき、説明。）

佐藤委員長 始めに、No. 15「花巻市介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例」について、御質問はございますか。県条例の一本化に伴う所要の改正ということですか。

佐藤委員長 高橋委員。

高橋委員 ありません。全て基準が定められていて、こうしなければならないということですので。

佐藤委員長 これは、県条例が平成30年12月19日に施行されているということですか。次に、No. 16「花巻市高齢者いきいきプラン 2021～2023」について、御質問はございますか。

（発言する者なし。）

佐藤委員長 次、No. 17「消防施設整備計画」について、御質問はございますか。これは、先ほどの「花巻市公共施設マネジメント計画」にも、関わっているわけですね。

事務局（佐々木課長補佐） 資料の準備ができました。

（「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」にかかる資料を委員へ配付。）

佐藤委員長 No. 17「消防施設整備計画」は、「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」に基づいて、消防施設の整備方針を定めるものということでございます。ただ今、皆さんのお手元に「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」の概要版をお配りいたしました。No. 11「花巻市公共施設マネジメント計画【実施計画編】」に戻りまして、まずこれを説明していただいてから、皆さまから御質問等をお受けしたいと思います。それでは、事務局より「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」の概要について、御説明をお願いいたします。

事務局（佐々木課長補佐） （資料に基づき、説明。）

佐藤委員長 ただ今、事務局より説明がありましたが「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」に基づいて、実施計画が策定されていくということでございますが、あくまでも、基本方針に基づいて整合性を図っていくということです。

葛巻委員 はい。

佐藤委員長 葛巻委員。

葛巻委員 高田委員に間違っただけを言ったかもしれないです。実施計画編は、カラーの資料2ページを見ると、平成29年度から30年度で策定予定とあります。これは、5年分の計画を、この1年で策定ということですか。

佐藤委員長 今回策定する実施計画編の計画期間は、平成31年度から35年度となっております。

事務局（佐々木課長補佐） 基本方針編を策定した時の予定では、平成29年度から30年度に実施計画編を策定ということでしたが、今日お示ししている部分がこれに当たると思います。

佐藤委員長 資料では、基本方針編の次に実施計画編を、平成29年度～平成30年度で策定するとなっております。第1次が5年ということですか。

事務局（佐々木課長補佐） 両面の資料にございますとおり、平成30年度までに策定予定ということですが、本日は、まだ平成30年度現在ですので年度内に策定を目指しているということでございます。

葛巻委員 はい。

佐藤委員長 はい。

- 葛巻委員** 最初、5年間かけて計画をつくると思ったので、時間をかけるのであれば短くした方がよいのではと思ったのですが、そもそもの計画を市民参画でつくって、それを具体化する実施計画であれば、市民参画の除外でいいと個人的には思いました。
- 関上副委員長** よろしいですか。
- 佐藤委員長** はい、関上副委員長。
- 関上副委員長** この計画の中には、市民の方々が評価できるような機会がそもそも入っているのかかというところを御説明していただけますと、非常に助かります。計画がある一定程度終わった段階で、市民の方々に報告があるのか、市民の方々が多少意見を申し述べる機会があるのかどうか、今、お分かりになれば、御説明していただけたら助かります。
- 事務局（佐々木課長補佐）** 今回の実施計画編についてということでもよろしいですか。
- 関上副委員長** はい。それで結構です。
- 事務局（佐々木課長補佐）** その点につきましては、今のところ情報は得ておりませんでしたので、必要があれば、確認しておきたいと思います。
- 佐藤委員長** 「花巻市公共施設マネジメント計画」は、平成28年度に基本方針編が策定されたということで、40年間にわたる計画なわけですね。これについて、第1次、第2次と、5年間ごとに実施計画を策定して事業を進めていくということですね。
- 事務局（佐々木課長補佐）** こちらは、40年にわたる長い期間における計画ということでございますので、随時見直しが必要ではないかなど、さまざまな御意見が出てくるかと思えます。先ほどの関上委員からの御指摘は、御意見として担当課には必ず伝えるようにいたしたいと思えます。その都度、見直しや振り返りが必要ではないかという趣旨でよろしいでしょうか。
- 関上副委員長** 我々、委員の仕事は、チェックする所に市民の方がどう関わっているのかを明確にしておくことだと思います。こういう形で計画が示されて市民参画の除外としてからは、もう一切市民参画はしないということになると、何を評価するのかということにもなりかねないので、計画ごとにある一定程度終わったら市民の方々が評価できる機会も設けられていて、そのうえでの計画であることが記されているのを我々が確認できれば、納得できるような気がします。
- 佐藤委員長** 確認します。平成28年度に「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」が策定されたわけですが、資料の2ページの上に、実施された市民参画の内容が書かれておりますので御確認いただきたいと思えます。平成27年11月17日から12月4日まで市民アンケート調査を実施し、市民ワークショップを3回開催しているということでございます。平成29年1月から2月にかけては、計画素案に対する市民参画を実施したということで、パブリックコメント、自治推進委員会及び地域協議会との意見交換会を4回、市民説明会を4回実施して、策定されたということでもあります。これが、基本方針編ということですね。40年間の計画ですので、5年ごとに実施計画を

策定して進めていくということです。先ほど説明がありましたとおり、必要があれば、市民参画の機会を設けるということです。概要版だけでは、よく分からないと思いますので、「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」の全体を皆さんにお配りすることが必要だと思います。それで、御理解をいただいたうえで、必要があれば、次回の会議で説明していただくという形にしたいと思います。

(発言する者なし。)

佐藤委員長 次に、No. 18「花巻市消防計画」について、御質問はありますか。組織変更に伴う名称変更ということです。

(発言する者なし。)

佐藤委員長 次に、No. 19「花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」、No. 20「花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例」、No. 21「花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」以上3件について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） (資料に基づき、説明。)

佐藤委員長 初めに、No. 19「花巻市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」について、御質問はありますか。

(発言する者なし。)

佐藤委員長 No. 20「花巻市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例」について、御質問はありますか。10月1日から3歳児から5歳児の保育料無償化に伴う文言の修正ということでございます。

(発言する者なし。)

佐藤委員長 次に、No. 21「花巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」です。学童クラブに関する条例ということでございます。

(発言する者なし。)

佐藤委員長 最後に、本日追加になりました「花巻市特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、説明をお願いいたします。

事務局（上山係長） (資料に基づき、説明。)

佐藤委員長 ただ今の説明につきまして、御質問はありますか。

(発言する者なし。)

佐藤委員長

それではこれもちまして、本日の報告事項であります市民参画対象外・除外の計画条例等について 22 件の報告を終了させていただきたいと思います。皆様から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。事務局から、何かございますか。

事務局（上山係長）

次回の委員会について、お知らせいたします。次回の委員会は、5月頃を予定しております。近くなりましたら、御案内しますので御出席をお願いいたします。

佐藤委員長

後ほど「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」については、皆様のお手元に郵送になると思います。御意見があれば、お伺いいたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それではこれもちまして、第3回委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉会

(閉会 午前 11 時 20 分)